

学生宿舎使用のしおり

山陽小野田市立山口東京理科大学

【趣旨】

本学学生宿舎は、経済的負担を軽減するとともに学生自身の自立と責任に基づく自主的な共同生活を営むことにより、自らの人格を陶冶する場を提供することを目的に設置されております。

入居者の皆さんは日頃より相互に協力し合い、以下の「取扱事項」を熟知し、「遵守事項」を厳守のうえ、良識ある私生活を心がけてください。

【取扱事項】

1. 入居形態について

本学学生宿舎は男女共用です。

2. 入居期間について

本学学生宿舎の入居期間は1年間（4月1日から3月20日まで）です。入居期間の更新は行ないません。

ただし、4月から2月までの間で退室を希望する場合は退室する1ヶ月前までに事務室に届け出てください。所定の届け出があった場合は前納した費用を返付します。

3. 管理人について

管理人は平日9時から18時まで宿舎受付に常駐しています。（土、日、祝祭日及び8/10～8/19、12/27～1/6を除く。）

4. 郵便物、宅急便、書留等の受領について

郵便物は正面玄関前のレターボックスに投函されます。各自で部屋番号下に氏名を貼付してください。

宅急便や書留等が宿舎宛に届いた場合は、管理人が受領します（管理人不在時は、1号館1階警備員室）。管理人から連絡を受けたら、印鑑を持参のうえ、宿舎受付または警備員室に受け取りに来てください。

なお、郵便物等の宛名は「山陽小野田市立山口東京理科大学学生宿舎〇〇〇号室 〇〇〇〇（本人名）」としてください。

5. 共同設備について

共同設備（洗濯機、乾燥機、アイロン、アイロン台、公衆電話等）は、相互に協力し合い、使用してください。

6. 宿舎備品（消耗品）の交換について

宿舎備品のうち、電球等消耗品の交換が必要となった場合は、管理人まで連絡してください。

7. 鍵の取扱について

鍵は破損及び紛失しないよう大切に取り扱いってください。万一、破損及び紛失した場合は1号館1階事務室窓口で再発行の手続きを行ってください。手数料は1,000円です。なお、事務室窓口の取扱時間外の場合は警備員室まで申し出てください。なお、鍵は複製しないでください。

8. ゴミの処置について

日常生活のゴミについては、自治体で定めている「家庭ごみの出し方」に従い、分別を行ったうえ、焼却炉横のゴミ置場に置いてください。

なお、「家庭ごみの出し方」は入居時に別途配布します。

9. 長期休暇期間中の学生宿舎使用について

長期休暇期間中は、事務部に入居者予定表を提出し、休暇期間中の予定や連絡先を報告してください。

10. 学校行事等について

入居者は、学校行事・ボランティア活動等（別添参照）に必ず参加してください。

11. 非常時の連絡について

火災や急病人等、非常事態が発生した場合は管理人まで連絡してください。管理人不在時には1号館1階警備員室まで連絡してください。

内線	310（※受付の電話機を使用）
外線	0836-88-3500

【遵守事項】

1. 構内の立入禁止時間帯について

23時から翌日の7時までは構内の立入を原則として禁止します。門限23時を厳守してください。

2. 家族との面会について

家族との面会があった場合は、面会場所として1階ラウンジを利用してください。

なお、入居者以外の者が1階ラウンジから宿舎内の入居区域に入ることはできません。家族以外の面会者については、1階ラウンジも含め、学生宿舎に立入る事はできません。

3. 居室内の入室について

居室内には本人以外の者を入室させないでください。

4. 宿舎内備品等について

入居者は、宿泊施設及び自室を清潔に保ち、整理整頓に努めてください。

(1) 備品等の使用について

宿舎に設備した什器、備品等は、その目的用途以外に使用、工作及び移動をしてはいけません。使用上移動を必要とする場合は、あらかじめ管理人を通じ事務室に申請し、許可を得てください。

(2) 備品等の破損、滅失等について

入居者が故意又は過失により施設、設備、什器及び備品等を破損、汚損、もしくは滅失した場合は、その原状回復に要する経費を負担していただきます。

5. 掲示について

学生宿舎内でビラ、ポスター、パンフレット類を掲示および配布する場合は、事務部の認印を受け、所定の場所で行なってください。許可を得ていない場合、撤去します。

6. 自動車・バイク・自転車について

自動車・バイクの持ち込みは禁止です。また、自転車は学生宿舎指定の場所に置いてください。

7. 持ち込み禁止物品について

以下の物品等の持ち込みは禁止します。

- (1) 発火性・引火性の物または危険物
- (2) ストーブ、電熱器、ガスコンロ等火気を使用する器具
- (3) ペット類

8. 他の入居者への迷惑行為について

騒音等、共同生活を阻害し、他の入居者に迷惑を及ぼす行為は禁止します。

9. 防災・防犯について

- (1) 学生宿舎内における火気の取り扱いには、平素から十分注意し、万一、火災発生時には学生宿舎内に周知し、初期消火に努めるとともに状況に応じて避難してください。
- (2) 宿舎館内は禁煙です。
- (3) 外出時には、電源および火気に十分注意してください。

- (4) 貴重品は、各自責任を持って管理してください。
- (5) 外出の際、居室の施錠を必ず行なってください。

10. 退去措置について

入居者が次のいずれかに該当するときは、宿舎から退去を命じます。

- (1) 退学、休学及び長期の欠席をした者
- (2) 停学及び除籍になった者
- (3) 医師により、疾病その他、保健衛生上共同生活に適さないと認められた者
- (4) 入居に係る費用の納入を怠った者
- (5) 諸規則に違反し宿舎の秩序を乱した者
- (6) その他本学学生としてふさわしくない行為のあった者

11. 伝染病について

学生宿舎内で伝染病が発生したとき及びその疑いがあるときは、速やかに管理人を通じ事務室に届け出てください。

大学行事・ボランティア活動等（2019年度実施例）

<p>5月中旬 10月下旬</p>	<p><u>スポーツ大会</u>（大学行事）</p> <p>毎年、スポーツを通して、学生と先生が一体となって楽しめます。学年を超えてチームを結成するので、普段接点のない先輩や後輩とのつながりが強くなり、もちろん新しい友達を見つける場ともなります。</p> 
<p>5月下旬</p>	<p><u>住吉まつり</u>（ボランティア）</p> <p>住吉まつりは、我が国最初の民間セメント製造会社「小野田セメント製造会社」（現 太平洋セメント株式会社）の創始者である笠井順八翁の功績を称え、地域の絆を強めるため、復活した祭事です。本学は毎年、龍舞のパレードに参加しており、学生宿舍の1年生を中心に、4月下旬から体育館で毎週練習を重ねています。</p>  
<p>6月・10月</p>	<p><u>キャンパスクリーンキャンペーン</u>（ボランティア）</p> <p>大学構内と周辺を清掃する活動です。毎年、前期と後期に実施しており、学生と教職員が多数参加しています。環境教育の一環として、喫煙マナーや環境配慮活動の重要性を認識し、社会奉仕の精神を養う機会となっています。</p> 
<p>9月下旬</p>	<p><u>マナー向上キャンペーン</u>（ボランティア）</p> <p>キャンパス内の駐輪駐車・清掃活動・喫煙等のマナー向上を呼びかける活動です。学内での生活マナーに対する意識向上だけでなく、環境美化への意識を高める機会となっています。</p> 
<p>10月中旬</p>	<p><u>きらら交流館まつり、竜王山ウォーク</u>（ボランティア）</p> <p>きらら交流館まつり及び竜王山ウォークは、地元自治体が主催している祭事です。本学は毎年、開催に伴うサポート業務をボランティアで行なっています。地元からの期待も高く、ふるさと事業にも大きく貢献しています。</p>